

大槌町災害義援金について

大槌町に寄せられました全国の皆様からの義援金を次のとおり交付いたします。

なお、死亡又は行方不明、住宅の全壊・半壊のほか、震災により親を失った子供への支援、従来の制度では支援されなかった世帯に限定し浸水区域における一部損壊の住宅や貸家の所有者などを対象に交付いたしますが、それぞれ申請手続きの方法や申請時期などが相違しますので、大槌町災害義援金一覧表によりご確認ください。

■大槌町災害義援金一覧表

種別	交付対象	交付額	申請	交付要件など
①死亡又は行方不明者見舞金	死亡または行方不明者の遺族	1人あたり 2万円	不要	義援金の第1次配分、第2次配分が交付された方
②家屋損壊等見舞金	居住していた住宅が全壊または全焼した世帯	1世帯あたり 2万円		
③家屋損壊等見舞金	居住していた住宅が半壊または半焼した世帯	2万円		
④災害障害見舞金	災害により一定以上の障害となった方	1人あたり 2万円	不要	大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金が交付された方
⑤未成年者見舞金	震災で両親を失った、被災日時点で18歳未満の方	交付対象者 1人あたり 100万円	不要	町の調査結果を基に、見舞金の申請書を保護者又は未成年後見人の方にお送りいたします。 ※被災日時点で、未成年、且つ、高等学校3年生だった方は対象といたします。
⑥未成年者見舞金	震災で両親のいずれか一人を失った、被災時に18歳未満の方	交付対象者 1人あたり 50万円		
⑦住家損壊等見舞金	浸水区域内において居住していた住宅が一部損壊した世帯	1世帯あたり 5万円	必要	○申請で必要となる書類など ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・預金通帳
⑧住家損壊等見舞金	所有する貸家などが全半壊または全半焼した家屋所有者の世帯 ※所有する貸家などが複数ある場合でも交付額は変わりません。 ※上記①～④、⑦に該当する方がいる世帯は交付対象外となります。	1世帯あたり 5万円	必要	○申請で必要となる書類など ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・預金通帳
⑨住家損壊等見舞金	長期入院世帯、社会福祉施設等入居世帯、転勤などの止むを得ない事情により不在世帯となった住宅が全半壊または全半焼した家屋所有者の世帯 ※上記①、④、⑦、⑧に該当する方がいる世帯は交付対象外となります。	1世帯あたり 3万円	必要	○申請で必要となる書類など ・罹災証明書 ・住民票謄本 ・固定資産税納税通知書 ※注) 1 ・預金通帳 ※注) 1 申請者と納税義務者が相違している場合は、他に確認書類が必要となります。
⑩住家損壊等見舞金	被災時点でひとり親家庭等医療費を受給おり、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯	1世帯あたり 5万円	必要	○申請で必要となる書類など ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・障害者手帳 ・介護保険被保険者証 ※被災により対象となる方がなくなった世帯は交付対象外となります。 ※左記⑩～⑫の対象となる方が複数人いても交付額は変わりません。
⑪住家損壊等見舞金	被災時点で要介護3以上の人を在宅で介護しており、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯			
⑫住家損壊等見舞金	被災時点で障害手帳1級又は療育手帳Aの人が在宅におり、居住していた住宅が全半壊または全半焼した世帯			

■申請の時期について

上記「大槌町災害義援金一覧表」で申請が不要と記載された支援は、あらためて申請する必要はありません。

なお、申請が必要な支援につきましては、対象件数が膨大であることから、順次、申請時期をお知らせいたしますので、ご了承の程よろしくお願いたします。

大槌町復興局被災者支援室 TEL 42-8718

大槌町地域包括支援センター情報

TEL 42-8716

●配食サービスのご案内

平成24年4月から配食サービスの実施を予定しておりますので、利用を希望する人は、福祉課地域包括支援センターにご相談ください。

■事業内容 調理が困難な人に対し、配食サービスを提供します。

■対象者 調理が困難で下記に該当する人
・65歳以上の単身高齢者
・高齢者のみの世帯

■料金 1食 400円
週に複数回の利用も可能です。
(火曜日以外は土日配食を予定)

■実施予定時期 平成24年4月開始予定

●平成24年度岩手県立大槌病院 高齢者出前相談の開催について

大槌町地域包括支援センターでは、岩手県立大槌病院内で、「高齢者出前相談」を行います。相談内容に応じ必要なサービスや制度が利用できるよう支援いたしますので、お困りのことがございましたら、ご相談ください。

■日時 平成24年4月から
第1、第3水曜日 10:00～11:30

■相談内容 高齢者の介護に関する相談、介護保険に関する相談、生活相談など
※開催日時、回数等については、状況により変更する場合があります。

生活不活発病という名前をおぼえましょう！

予防のポイント！

①毎日の生活の中でなるべく動くことをこころがけましょう。

家事、庭いじり、畑仕事など
外出の回数を増やす（買い物、友人や親戚宅を訪問、散歩など）

②家庭、地域、社会で楽しみや役割を持ちましょう

自治会活動に参加する、ボランティア活動、町などで行っている教室に参加してみる。

③年だからと「無理は禁物」「安全第一」と思い込まないで！

・疲れやすい時は、少しずつ動き、休憩を入れながら回数を多くするなど工夫を試してみる。
・病気の時は、どの程度動いてよいか主治医に相談してみよう。

生活不活発病とは？
動かない状態が続くことで、心身の機能が低下して「動けなくなる」ことを言います。震災後は慣れない環境や生活のリズムが変わり、外出や動く機会が減る方もいます。寒い時期は、外出するのもおっくうになります。「動かない」と「動けなく」なり、ますます「動けなく」なる悪循環となってしまう。大槌町では、昨年11月に40歳以上の全町民を対象に生活機能調査を実施しました。その結果、要介護者のみではなく、介護認定を受けていない方でも、震災後に歩行困難がみられたと回答しています。また、65歳以上の方では、約4割の方が現在も歩行困難が回復していないと回答しています。生活不活発病は自分で予防することがとても大切です。

楽しく体操 高齢者なんでも相談会

楽しく体操
内容：セラバンドを使用した体操等を行います
動きが楽になるようにみんなで楽しく体を動かしましょう

高齢者なんでも相談
内容：高齢者に関する相談に応じます
介護・介護保険・福祉サービスに関することなどなんでもご相談ください。

★どなたでも参加できます
★参加無料です
★申し込みは不要です

その他、会場には体組成測定器（体脂肪や体年齢がわかります。）や握力計も用意しており、自由に測定できます。

日付	会場	時間
4月6日(金)	大槌第4仮設談話室	13:30～ 15:00 (出入り自由)
4月9日(月)	大槌第5仮設集会場	
4月10日(火)	小槌第16仮設談話室	
4月11日(水)	赤浜仮設談話室	
4月12日(木)	小槌第12仮設集会場	
4月13日(金)	吉里吉里仮設談話室	
4月16日(月)	小槌第5仮設集会場	
4月17日(火)	小槌第20仮設談話室	
4月18日(水)	小槌第8仮設集会場	
4月19日(木)	小槌第6仮設談話室	
4月20日(金)	小槌第17仮設談話室	
4月23日(月)	小槌第4仮設集会場	
4月24日(火)	吉里吉里第2仮設集会場	
4月25日(水)	吉里吉里第5仮設談話室	
4月26日(木)	安渡第2仮設談話室	
4月27日(金)	安渡第3仮設談話室	